

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日には当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則 麻薬取締法施行細則
大麻取締法施行細則
鳥取県会計規則の一部改正
- ◇告示 土地改良区設立認可
土地改良事業計画の設定等
- ◇教委規則 青年学級振興法に基づく青年学級の開設、
廃止及び開設期間満了による終了報告規則
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規則

麻薬取締法施行細則をここに公布する。

昭和二十八年九月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事鈴木武

鳥取県規則第六十五号

麻薬取締法施行細則

(総則)

第一条 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号以下「法」という。）の施行に關しては、麻薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号以下「省令」という。）による外この規則の定めるところによる。

(免許申請の手続)

第二条 省令第一条の規定による免許申請書には、それぞれ次の各号に掲げる書面を添えなければならない。

一 次に掲げる書類

- （一）法第三条第二項第四号に該当する者にあつては、薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）の規定による薬局の登録票の写又は同法の規定による医薬品販売業の登録票の写及び薬剤師である場合はその免許証の写、薬剤師でない場合は雇用している薬剤師の免許証の写
- （二）法第三条第二項第五号に該当する者にあつては、

薬事法の規定による薬局の登録票の写

四 法第三条第二項第六号に該当する者にあつては、医師、歯科医師又は獣医師の免許証の写

四 法第三条第二項第七号に該当する者にあつては、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許証の写

四 法第三条第二項第八号に該当する者にあつては、研究経歴を記載した履歴書及び研究課題のために使用する器具施設の概用を記載した書面

二 法第三条第三項第二号の規定に該当するおしないかに關する別記様式第一号の宣誓書

三 禁治産者であるおしないかに關する本籍地の市町村長の証明書

四 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者であるおしないかに關する医師の診断書

2 法人又は団体が前記の免許申請書を提出する場合に、は、定款（寄附行為）の写（団体を除く。）に同項第一号の書面並びにその業務を行う役員につき同項第二号、第三号及び第四号に規定する書面を添えなければ

ならぬ。

3 第一項第一号に規定する書面は、行政庁において原本と相違ない旨の認証を受けたものでなければならぬ。

5. (業務廃止等の届出) 第三条 省令第三条第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合においては、死亡又は解散の事実を証明する書面を添えて届け出なければならぬ。

(免許証の記載事項の変更届) 第四条 省令第五条の規定による免許証記載事項変更届は、変更しなければならぬ事由を証する書面を添えて提出しなければならぬ。

(免許証の再交付申請) 第五条 省令第六条の規定により免許証の再交付を申請しようとする場合において、その事由が亡失にかかるときは、亡失の事実を記載した書面を添えて申請しなければならぬ。

(事故の届出) 四 法第四十九条の規定による麻薬研究者の届出 別記様式第八号 (麻薬中毒患者に關する届出) 第九条 法第五十条の規定による届出は、別記様式第九号による麻薬中毒者報告書によつてしなければならぬ。

第六条 法第三十五条の規定による事故の届出は、別記様式第二号の麻薬事故届出書（二通）によつてしなければならぬ。

(免許が失効した場合等の措置) 第七条 法第三十六条第一項の規定による届出は、別記様式第三号による麻薬所有高届出書によつてしなければならぬ。

2 法第三十六条第三項の規定による届出は、別記様式第四号の麻薬譲渡届出書によつてしなければならぬ。

(業務に關する届出) 第八条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式によつてしなければならぬ。

一 法第四十六条の規定による麻薬卸売業者の届出 別記様式第五号

二 法第四十七条の規定による麻薬小売業者の届出 別記様式第六号

三 法第四十八条の規定による麻薬管理者の届出 別記様式第七号

四 法第四十九条の規定による麻薬研究者の届出 別記様式第八号

(麻薬中毒患者に關する届出) 第九条 法第五十条の規定による届出は、別記様式第九号による麻薬中毒者報告書によつてしなければならぬ。

(公開聴聞) 第十条 法第五十二条の規定による公開聴聞（以下「聴聞会」という。）は知事又は知事の指名した者が議長となつて行う。

2 聴聞会の聴聞は、口頭により行う。

(聴聞会開催の通知及び公告) 第十一条 聴聞会開催公告は、鳥取県庁揭示場その他必要な場所に掲示するものとする。

(代理人及び参考人) 第十二条 被聴聞者が聴聞会に代理人を出席させるときは、委任状を添えあらかじめ知事に届け出なければならぬ。

2 議長は、必要があると認めるときは、聴聞会に参考人の出頭を求めることができる。

(聴聞の機会放棄)

第十三条 被聴聞者又はその代理人が正当の理由がなく聴聞会に出席しないときは、聴聞の機会を放棄したものとみなす。

(場内の秩序維持)

第十四条 傍聴人は聴聞会において発言することはできなく。但し、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

2 議長は聴聞会の秩序を乱す虞があると認めるときは、傍聴人に退場を命じ又は入場を制限することができる。

(記録)

第十五条 議長は、書記を指名し聴聞会の次第内容の要点を記録させなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

宣誓書

麻薬取締法若しくは大麻取締法に違反する罪又は刑法第二篇第十四章に定められた罪に關して左記のとおり相違ありません。

記

一 罰金刑以上の刑に処せられたことがありません。

二 昭和 年 月 日罰金刑(執行猶予、禁錮刑)に処せられ、昭和 年 月 日その刑の執行を終りました。

右宣誓します。

昭和 年 月 日

右

鳥取県知事 氏 名 殿

印

注意事項

左記事項一、二、につき該当しないものをまつ、消すこと。

別記様式第二号

麻薬、薬事 届出書

免許番号	第	号	年月日	昭和、年	月	日	免許の種類	
	免許	年月日						昭和、年
業務所	所在地	名称						
事故発生場所								
事故の内容	別紙盗難届をしたという警察署の証明書のとおり							
警察署届出年月日								
事故麻薬の内容	品名	容量	器数	総量	品名	容量	器数	総量
事故発生状況								

麻薬取締法第三十五条の規定により右のとおり麻薬事故が生じたのでお届けします。

昭和 年 月 日

届出義務者 住所

鳥取県知事 氏 名 殿 氏名又は名称

印

添付書類

盗難の場合は盗難届をしたという警察署の証明書

昭和 年 第 四半期麻薬卸売業者届出書

業務所 所在地

名称

住所

氏名

免許番号 第

号

別記様式第五号

品名	期初麻薬在庫数量		譲渡麻薬		譲受麻薬		備考			
	容器数量	総量	年月日	容器数量	総量	年月日		容器数量	総量	譲渡先氏名

麻薬取締法第四十六条の規定により上記のとおりお届けします。

昭和 年 月 日

届出義務者 住所

氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

印

昭和 年麻薬小売業者届出書

業務所 所在地

名称

住所

氏名

免許番号 第 号

別記様式第六号

品名	数量	前年の10月16日現在の麻薬所有高		前年の10月16日からその年の10月15日までの間に譲渡(譲受)の麻薬		その年の10月15日の麻薬所有高		備考
		品名	数量	品名	数量	品名	数量	

麻薬取締法第四十七条の規定により上記のとおりお届けします。

昭和 年 月 日

届出義務者 住所

氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

印

免許番号 第 号

住所 氏名

業務所 所在地 名称

昭和 年 麻薬管理者届出書

00866

前年の10月16日現在の 麻薬所有高	前年の10月16日からその年の10月15日 までの間に譲受先 譲受氏	その年の10月15日現在 の麻薬所有高	備考
品名 数量	品名 数量	品名 数量	
	譲受先 氏	施用のため 交付した麻薬 数量	

麻薬取締法第四十八条の規定により上記のとおりお届けします。

昭和 年 月 日

届出義務者 住所 氏名

鳥取県知事 氏名 殿

㊤

00867

昭和 年 麻薬研究者届出書

業務所 所在地 名称

住所 氏名

免許番号 第 号

前年の10月16日 に管理した麻薬	前年の10月16日からその年の10月15日 までの間の麻薬管理 同期間内に製造した 製剤の数	その年の10月16日 に管理した麻薬	備考
品名 数量	品名 数量	品名 数量	
	新たに管理 した麻薬 の数		

麻薬取締法第四十九条の規定により上記のとおりお届けします。

昭和 年 月 日

届出義務者 住所 氏名

鳥取県知事 氏名 殿

㊤

別記様式第九号

麻薬中毒者報告書

氏名

別名

国籍 日、中、朝、その他

生年月日

年 月 日 (当)

性別 男 女

職業

本籍地

前住所

現住所

居住年数 前住所 現住所

年 定住、非定住

身体の特徴

生活方法

収入額

中毒麻薬名

中毒年月日

年

月

日頃

中毒原因

麻薬の使用量

過去一日の使用量 粉末 g

注射薬 a 液 g.cc

現在一日の使用量 粉末 g

注射薬 a 液 g.cc

経費

過去の麻薬に要した経費

現在の麻薬に要する経費

麻薬の入手方法

合法的 非合法的

治療

自発的 併用薬

中毒者の集会所及び中毒者である知人

参考事項

麻薬取締法第五十条の規定により右のとおりお届けします。

届出義務者 住所

昭和 年 月 日

氏名

印

大麻取締法施行細則をここに公布する。

昭和二十八年九月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第六十六号

大麻取締法施行細則

(総則)

第一条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号以下「法」という。)の施行に關しては、大麻取締法施

行規則(昭和二十三年厚生省令第一号以下「省令」という。)による外、この規則の定めるところによる。(申請書等の様式及び添付書類)

第二条 次の各号に掲げる申請書、届、報告書及び名簿は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 省令第一条の規定による免許申請書

別記様式第一号

二 法第六条第一項の規定による大麻取扱者名簿

別記様式第二号

三 法第七条第一項の規定による大麻取扱者免許証

別記様式第三号

四 省令第三条第一項の規定による免許取消申請書

別記様式第四号

五 省令第三条第二項の規定による死亡(解散)届

別記様式第五号

六 省令第三条第三項の規定による免許申請書

別記様式第一号

- 七 法第十条第五項の規定による登録事項変更届
別記様式第六号
 - 八 法第十条第六項の規定による免許証再交付申請書
別記様式第七号
 - 九 法第十四条但書の規定による持出許可申請書
別記様式第八号
 - 十 法第十五条の規定による大麻栽培者の年間報告書
別記様式第九号
- (免許証返納書)
- 第三条 法第十条第四項又は第七項の規定によつて知事に免許証を返納する場合においては、別記様式第十号による免許証返納書に免許証を添えて提出しなければならぬ。
- (收去証)
- 第四条 麻薬取締員その他の吏員は、法第二十一条第一項の規定により大麻を收去するときは、関係人に対し別記様式第十一号による收去証を交付しなければならぬ。

(身分を示す証票)

第五条 法第二十一条第二項の規定により麻薬取締員その他の吏員が携帯すべき身分を示す証票は、別記様式第十二号による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

収入紙
貼付欄

大麻(栽培)者免許申請書

住所 (法人にあつては主たる事務所所在地)	氏名 (法人にあつては名称)	年	月	日生	栽培の 地積 面積	目的
		欠格事由の有無	禁鋼以上の刑に処せられたことが あるか、ないか			

右のとおり免許を受けたいので申請する。

昭和 年 月 日

住所

氏名又は名称

鳥取県知事 氏

名 殿

添付書類

- 1 大麻又は麻薬の中毒であるか、ないかを証明する医師の診断書
- 2 禁治産者、準禁治産者の宣告を受けたことがあるか、ないかに関する市町村長の証明書
- 3 戸籍謄本
- 4 研究者は履歴書
- 5 法人にあつては定款(寄附行為)



別記様式第四号

大麻取扱者免許取消申請書

登録番号	住所	氏名	死亡又は解散の年月日
	(法人にあつては主たる事務所の所在地)	(法人にあつては名称)	
免許取消の事由及びその年月日			

右のとおり免許の取消を受けたのいので免許証を添えて申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏

名 殿

申請者 氏名又は名称

添付書類 免許証



別記様式第五号

大麻取扱者死亡(解散)届

登録番号	住所	氏名	死亡又は解散の年月日
	(法人にあつては主たる事務所の所在地)	(法人にあつては名称)	

右のとおり死亡(解散)しましたので免許証を添えてお届けします。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏

名 殿

相続人又は管理人 氏名



添付書類

1 免許証

2 事実を証明する書類

別記様式第六号

収入
紙入
貼付
欄

大麻取扱者登録事項変更届

登録番号	登録年月日	昭和	年	月	日
住所 (法人にあつては主たる 事務所の所在地)	氏名 (法人にあつては名称)				
変更すべき登録事項					
変更の事由					
及びその年月日					

右のとおり変更したので免許証を添えてお届けします。

昭和 年 月 日

右

鳥取県知事 氏 名 殿

添付書類

- 1 免許証の写(氏名又は名称変更の場合は免許証)
- 2 氏名変更の場合は戸籍抄本
- 3 名称変更の場合はそれを証する書類

別記様式第七号

収入
紙入
貼付
欄

大麻取扱者免許証再交付申請書

登録番号	登録年月日	昭和	年	月	日
住所 (法人にあつては主たる 事務所の所在地)	氏名 (法人にあつては名称)				
再交付の事由					
年	月	日生			

右のとおり免許証の再交付を申請します。

昭和 年 月 日

申請者 住所 氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

添付書類

- 1 亡失の場合はそれを証する書類
- 2 き損の場合は免許証添付

印

別記様式第八号

大麻持出許可申請書

登録番号	登録年月日
	昭和 年 月 日
住所 (法人にあつては主たる 事務所の所在地)	
氏名 (法人にあつては名称)	
持出場所	
持出数量	
持出事由	

右のとおり大麻の持出許可を受けたいので申請します。

昭和 年 月 日

申請者 氏名

鳥取県知事 氏

名 殿



別記様式第九号

大麻年間報告書

登録番号 第 . 号	大麻栽培者の住所 氏名 (法人にあつては主たる 事務所の所在地、名称)
前年中の大麻の作付面積	反 畝 歩
前年中に採取した 大麻の繊維の数量	貫 匁

大麻取締法第十五条の規定により右のとおり報告します。

昭和 年 月 日

右 氏名又は名称

鳥取県知事 氏

名 殿



別記様式第十一号

<p>收去証書</p> <p>登録番号 第 号</p> <p>住所</p> <p>(法人にあつては主たる事務所所在地)</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあつては名称)</p> <p>收去場所</p> <p>数量</p> <p>收去年月日</p> <p>收去者職氏名</p> <p>備考</p>	<p>收去証</p> <p>登録番号 第 号</p> <p>住所</p> <p>(法人にあつては主たる事務所所在地)</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあつては名称)</p> <p>收去場所</p> <p>数量</p> <p>大麻取締法第二十一条第一項の規定により試験のため上記のよ うに收去する。</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 ⑩</p>
---	---

別記様式第十号

大麻取扱者免許証返納書

<p>登録番号</p> <p>第 号</p>	<p>登録年月日</p> <p>昭和 年 月 日</p>	<p>住所</p> <p>(法人にあつては主たる事務所所在地)</p>	<p>氏名</p> <p>(法人にあつては名称)</p>	<p>免許証返納事由</p>
------------------------	------------------------------	-------------------------------------	------------------------------	----------------

右のとおり免許証を返納します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏

名 殿

右 氏名又は名称

⑩

注意事項 1 大麻取締法第十八条により免許を取り消された場合は事由欄にその事由年月日を記入のこと

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年九月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第六十七号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のとおり改正する。

第七十四条に次の一号を加える。

五 生活保護法により被保護者に支給する保護費（昭和二十八年六月三十日定例議会議決）

第八十条第一項に次の一号を加える。

四 鳥取県社会保険診療報酬支払基金に委託した診療報酬として支払う経費（昭和二十八年六月三十日定例議会議決）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第十二号 表

第	所 属 庁 号	職 氏 名	年 月 日 生	立 入 検 査 票	日 発 行 （ 一 年 間 有 効 ）	昭 和 年 月	鳥 取 県
写真貼付面							

裏

この証票を携帯する者は、大麻取締法第二十一条の規定により立入検査又は収去を行う職権を有するものである。

大麻取締法 抜す、い、

第二十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、大麻取締のため特に必要があるときは、大麻取締官又は大麻取締員その他の吏員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻に関係ある場所に立ち入り、業務の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための必要な最小分量に限り大麻を無償で収去させることができる。

2 大麻取締官又は大麻取締員その他の吏員が前項の規定により立入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

告 示

鳥取県告示第四百二十二号

東伯郡東郷町大字別所河原政信外十五人の者から申請のあつた東郷町別所土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和二十八年九月二十二日認可した。

昭和二十八年九月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第四百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営農地保全事業に関し、土地改良事業計画を定めた。よつて同法同条第三項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十条において準用する第十六条の規定により、次のとおり公告する。

学 習 計 画			年度別 学習時間数	学 級 生 数	開設した年月日	実施機関名	青年学級の名称
一般教養	家事	職業					
時間	時間	時間	年度	人	日	開設場所	開設期間
時間	時間	時間	年度	人	計	年	箇月間
時間	時間	時間	年度	人			

附 則

1 この規則は公布の日から施行する。

(第一号様式)

青年学級開設報告書

2 青年学級振興法附則第三項による報告は、昭和二十八年十月十三日までに別記第一号様式に準じ報告しなければならぬ。

郡市町村名

昭和二十八年九月二十九日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

一 縦覧に供すべき書類の名称
鳥取県教育委員会規則第七号
青年学級振興法に基く青年学級の開設、廃止及び開設期間満了による終了報告規則

二 縦覧期間
昭和二十八年九月三十日から同年十月十九日まで

三 縦覧の場所
東伯郡泊村役場
東郷町

四 異議の申立
利害関係人において当該土地改良事業計画に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

間満了による終了報告規則をここに公布する。
昭和二十八年九月二十九日
鳥取県教育委員会委員長 伊佐田 甚藏

鳥取県教育委員会規則第七号
青年学級振興法に基く青年学級の開設、廃止及び開設期間満了による終了報告規則

青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)第十四条の規定に基き、この規則を定める。

(開設の報告)
第一条 市町村の教育委員会は、青年学級を開設したときは、七日以内に別記第一号様式により鳥取県教育委員会に報告しなければならない。

(廃止の報告)
第二条 市町村の教育委員会は、青年学級を廃止したときは、七日以内に別記様式第二号により鳥取県教育委員会に報告しなければならない。

(開設期間の満了による終了の報告)
第三条 市町村の教育委員会は、青年学級が開設期間の

教育委員会規則

計	時間	時間	時間
開設の公示をした年月日	年月日	年月日	年月日

右のとおり開設しました。

年 月 日

鳥取県教育委員会殿

市町村教育委員会 函

備考

記載上の注意 学習計画の項開設期間が一年以上にわたる場合には、年度別に学習時間数を記入すること。
 青年学級振興法第八条による公示の写を添付のこと。

(第二号様式)

青年学級廃止報告書

郡市町村名

青年学級の名称	開設場所
実施機関名	
開設した年月日	廃止した年月日
年 月 日	年 月 日
廃止した事由	

右のとおり廃止しました。

年 月 日

鳥取県教育委員会殿

市町村教育委員会 函

備考 青年学級振興法第十三条第二項による公示の写を添付のこと。

(第三号様式)

青年学級終了報告書

青年学級の名称	開設場所
実施機関名	
開設した年月日	終了した年月日
年 月 日	年 月 日
終了した人数	計
男	人
女	人
人	人

右のとおり終了しました。

年 月 日

鳥取県教育委員会殿

市町村教育委員会 函

